

第六條第三項第二号中「第四條第二項第七号、第八号、第九号若しくは第十号」を「第四條第二項第八号、第九号、第十号若しくは第十一号」に改める。

画入情報システムが使用に供される事務をつかさどる組織の名称

國際安全衛生研究所